

SDGs Promise Japan
特定非営利活動法人（認定 NPO 法人）
SDGs・プロミス・ジャパン

特定非営利活動法人SDGs・プロミス・ジャパン
役員報酬等に関する規程

2020年2月現在

（目的及び意義）

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人 SDGs・プロミス・ジャパン（以下、「本法人」という。）定款第十九条第三項の規定に基づき、役員報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下、「NPO 法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第 3 条 本法人は、常勤役員職務執行の対価として、民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与、本法人の経理の状況その他の事情を考慮して不当に高額なものとならないよう基準を設け、報酬等を支給することができる。

2 常勤役員には、常勤役員俸給表（別表）に基づき定例役員報酬を支給する。

3 役員等には、役員賞与を支給しない。

4 常勤役員退職にあたっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

（定例報酬の額の決定）

第 4 条 本法人の常勤役員定例報酬月額、常勤役員俸給表（別表）のとおりとする。

（定例報酬の支給）

第 5 条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

（退職慰労金）

第 6 条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任または死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間 1 年度ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として支給する。

(費用)

第 7 条 本法人は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第 8 条 本法人は、この規程を、NPO法第五十六条の規定に従い公表するものとする。

(改正)

第 9 条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、本法人の設立の登記の日から施行する。

別表 常勤役員俸給表

内容	金額
常勤役員の報酬額	660万円以内

特定非営利活動法人 SDGs・プロミス・ジャパン

給 与 規 程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この給与規定は、就業規則第 42 条に規定する従業員の給与について定める。

2. パートタイマー従業員の給与は別に定める。

(給与の体系)

第 2 条 給与の体系は次の通りとする。

一 基準内給与

①基本給

②諸手当

・通勤手当

二 基準外給与

・時間外労働手当

・深夜労働手当

・休日労働手当

(給与の計算期間)

第 3 条 給与の計算は、毎月 1 日から末日までとする。

(給与の支払い日)

第 4 条 給与の支払いは、毎月 20 日とし、支払日が休日にあたる場合は、その前日とする。

(給与の臨時支払)

第 5 条 次の各号の一に該当する場合は、前条の規定にかかわらず臨時に賃金を支払うことがある。

(1) 本人死亡の場合

(2) 退職または解雇の場合

(3) その他、NPO 法人が必要と認めた場合

(支払方法)

第 6 条 給与は本人の同意を得て本人の指定する銀行口座に振込、支払う。

給与からの控除)

第7条 給与から、法律で定められた次の控除金を、毎月給与の支払いの際に控除する。

- (1) 所得税
- (2) 住民税(市町村民税および都道府県民税)
- (3) 健康保険・介護保険料
- (4) 厚生年金保険料
- (5) 雇用保険料

(日割り計算方法)

第8条 従業員が、給与計算期間の中途において、採用、退職または解雇されたとき、もしくは昇級、昇給などにより給与の幅に変更があったときは、日割り計算により支給する。

2. 日割り計算の方法は次のようになる。

$$\text{支給額} = \frac{\text{給料月額} \times \text{勤務日数(土曜日・日曜日を含む)}}{\text{該当月の日数}}$$

(休職者の給与)

第9条 休職者には給与を支給しない。(育児休業、介護休業も含む。)

(退職金)

第10条 退職金は支給しない。

第2章 給与

(給与)

第11条 給与とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいい、月額とする。
2. 給与は、基本給と諸手当に分ける。

(基本給の決定)

第12条 給与は、一般的な給与水準(東京都の最低賃金)とNPO法人の経営状況を考慮した上で、従業員の勤続年数、学歴、年齢、能力、職務、取得資格、職務の内容等を鑑みて、男女・国籍等に拘わらず公平に決定する。

2. 給与は、別表1,2に掲げる給与表の通りとする。各従業員の等級及び、職務範囲に応じて、下限と上限の間で給与を設定する。

(等級)

第13条 従業員に適用される等級は、従業員の年齢、類似業務経験年数及び勤続年数に基づいて別表1,2により定める。

(昇級の時期)

第14条 従業員が別表1,2における年齢、類似業務経験年数及び勤続年数を満たした時点で昇級とする。

(昇級時の給与決定)

第15条 昇級時の給与は第12条に基づき決定する。

(昇級の保留)

第16条 前条の規定に関わらず次の各号の一に該当する従業員については、当該期に限り昇級を行わないことがある。

- (1) 休職および休業中の者
- (2) いちじるしく技能が低い者、またはいちじるしく勤務成績もしくは素行が不良な者
- (3) 懲戒処分を受けた者

(特別昇給および昇給調整)

第17条 従業員が、次の各号の一に該当する場合は特別昇給または昇給調整を行うことができる。

- (1) 勤務成績がとくに優秀であると認められた者
- (2) 中途採用者で基本等級を調整する必要がある者
- (3) 休職および休業により一定期間昇給を停止したもので基本等級を調整する必要がある者
- (4) その他特にNPO法人が必要であると認められた者

(特別昇給および昇給調整の決定)

第18条 従業員の特別昇給または昇給調整が必要な場合は理事長が理事会を招集し、理事の過半数をもって決定する。

第3章 諸手当

(諸手当)

第19条 諸手当は、NPO法人の経営状況ならびに一般賃金水準(東京都の最低賃金)に応じてその都度定める。

2. 諸手当の額は、基本給に対して一定の比率もしくは一律定額またはそれらの併用によって定める。

(通勤手当)

第20条 通勤手当は通勤のために要する運賃・時間・距離などの事情からみて、最も経済的で合理的と認められる通常の経路および方法による定期乗車券購入費もしくは実費を原則最大月額10,000円まで支給する。

(時間外勤務手当)

第21条 時間外勤務手当は、正規の就労時間をこえて勤務することを命ぜられ、その勤務に服した従業員に支給する。

2. 時間外勤務手当の額は、その勤務1時間につき、勤務1時間あたりの算定基礎額に100分の125を乗じて得た額とする。

(休日勤務手当)

第22条 休日勤務手当は、休日に勤務することを命ぜられ、その勤務に服した従業員に支給する。ただし、振替休日を与えられた場合は、当該休日勤務は通常の勤務日に勤務したともみなし、休日勤務手当は支給しない。

2. 休日勤務手当の額は、その勤務1時間につき、勤務1時間あたりの算定基礎額に100分の135を乗じて得た額とする。

(深夜勤務手当)

第23条 深夜勤務手当は、午後10時から午前5時までの間に勤務した従業員に支給する。

2. 深夜勤務手当の額は、その勤務1時間につき、勤務1時間あたりの算定基礎額に100分の150を乗じて得た額とする。

(諸経費)

第24条 従業員が職務を遂行する上で使用した交通費等の経費は、理事長が承認の上、その都度実費を通貨で支給する。

付 則

この規程は2013年10月11日より施行する。

この規定は2015年7月1日より改正施行する。

この規程は2019年7月1日より改正施行する。

別表 1：国内担当者給与表

等級(1.2を同時に満たした場合に適用)	1. 年齢	2. 類似業務経験年数+自団体継続勤務年数
4	42歳以上	5年以上
3	32歳以上	2年以上
2	25歳以上	1年以上
1	22歳以上	0年

等級	下限	ポリシーライン	上限	率
4	180,000	240,000	300,000	25%
3	165,000	220,000	275,000	25%
2	150,000	200,000	250,000	25%
1	135,000	180,000	225,000	25%

別表 2 : 海外駐在員給与表

等級(1.2を同時に満たした場合に適用)	1. 年齢	2. 類似業務経験年数+自団体継続勤務年数
4	42歳以上	10年以上
3	32歳以上	5年以上
2	25歳以上	2年以上
1	22歳以上	0年

等級	下限	ポリシーライン	上限	率
4	225,000	300,000	375,000	25%
3	210,000	280,000	350,000	25%
2	187,500	250,000	312,500	25%
1	172,500	230,000	287,500	25%

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 SDGs・プロミス・ジャパン	事業年度	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
-----	-----------------------------	------	------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	550,000 円
受取寄付金	6,697,523 円
受取助成金	39,817,319 円
事業収益	550,000 円
受取利息	770 円
イベント売上	103,340 円
為替差益	441,661 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	48,160,613 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の子族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
			役員報酬	令和3年4月 1日～令和4年 3月31日	3,600,000円

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
9人	5,138,952円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 SDGs・プロミス・ジャパン	チェック欄
-----	--------------------------	-------

<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>	<p>✓</p>
---	----------

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉖	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	9人	0人	0%	0人	0%
㉗	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉘	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉙	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉚	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉛	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		9人	0人	0%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

澁谷 耕一		監事		○								H29年6月15日就任
吉崎 達彦		理事		○								R3年6月5日就任
山本 恵子		理事		○								R3年6月5日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 SDGs・プロミス・ジャパン		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	(弥生会計使用) ルーズリーフ	隔週	7年
預金出納帳	(弥生会計使用) ルーズリーフ	隔週	7年
仕訳帳	(弥生会計使用) ルーズリーフ	隔週	7年
給与台帳	(弥生会計使用) ルーズリーフ	毎月	7年
貯蔵品台帳	ルーズリーフ	随時	3年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人SDGs・プロミス・ジャパン	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 SDGs・プロミス・ジャパン	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		(する)	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 SDGs・プロミス・ジャパン
-----	--------------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄												
事業年度				月	日	～	月	日	設立年月日	平成	年	月	日

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 SDGs・プロミス・ジャパン	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ